

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年8月27日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「女性福祉相談及び児童虐待・DV対策事業における法律相談において、」「法律相談の履行確認となる」「女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について」の提出がないにもかかわらず、各月の法律相談をしたとして弁護士4人に、報償費を不正に支出し、また、「法律相談の実施に当たって、相談を受けた弁護士からの請求書の徴収を怠り、双方の履行確認のないまま、一方的に弁護士一人当たり月35,000円を支払っている」とし、「財務会計上の不当な支出行為であることは明らかである」と述べています。

しかし、請求人の当該主張は、本件法律相談の報償が相談実績に応じて支出されなければならないことを前提とするものであり、そうであることを明確にしたものではないから、相談実績に応じない報償の支出が違法又は不当になる理由を摘示していると認められません。

また、請求人は、事実証明として、総務局総務部法制課（以下「法制課」といいます。）の法律相談依頼契約書第5条第1項（「甲は、前条の定期相談及び随時相談（以下「定期相

（裏面あり）

談等」という。) に対し、その報償として、前月の定期相談等が終了した後、一人につき 110,000 円 (うち消費税額 10,000 円) を乙等に対し支払うものとする。ただし、定期相談等の実績がなかった者に対しては、実績のなかった月の報酬は支払わないものとする。」) を引用しています。しかし、法制課の法律相談の報償が一人につき 1 か月 110,000 円であるのに対し、本件法律相談の報償が一人につき 1 か月 35,000 円であること、同じく法律相談といっても担当部局や相談業務の内容等が異なることなどから、本件法律相談の報償が相談実績に応じて支出されなければならないことを明確にしたものではなく、相談実績に応じない報償の支出が違法又は不当になる理由を摘示していると認めることができません。

このため、本件請求 (事実証明を含む。) において、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を適示していると認めることができません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。